



6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20

始



直江兼續小傳

納  
本

998

2

博士 木村德衛先生著

自序

289  
N493

2

抑も上杉景勝は越後魚沼郡上田庄坂戸城主長尾越前守政景を父とし、母は長尾昌義  
守鳥景の女にして上杉謙信の実姫仙桃院であるが、政景の死後は叔父謙信に養はれて  
春日山城に入った。而して、直江兼続は政景の臣植口兼連の長男で、後、君命に依り  
直江家を相続したのであるから、景勝と兼続とは共に坂戸城下に生れ、遂つて其間深  
は生れながらの主従である。

兼翌二氏の間、英雄雲の如く起りし中に在つて、凌歎果敢の兼續は能く尤勇剛毅の  
秉性を抜けて天下に馳騒したのである。

今や此の兩雄生誕地坂戸城趾に、南朝沿席有志諸君の发起で、其の標石を建立せら  
れんとするに當り、余に其の璽印を揮毫し、且つ兼續の小傳を草せんことを請めらる。  
余は直江兼續傳の著者に於因縁上、生來の運筆特に老齢をも顧みず欣然其求めに應す  
ることとしたが、前に感懷無量である。

昭和十九年五月



第四節	株鑄白金
第五節	文置機岡
第六節	殖產興業
第七節	勵農
第五章	兼續と其の家庭
第六章	兼續の逸事
第七章	兼續と石田三成

八二〇三三元

## 直江兼續小傳

### 第一章 兼續の生立及び其の一生

織田二氏の間、英雄輩の如く起り、運指に皇室中に在りて、我が直江兼續の如きは最も異彩あら一人であらう。

彼は上杉謙信の部将越後魚沼郡（今の南魚沼郡）上田庄坂戸（今の大日町大字坂戸）村（城主長尾政景の家中に生れ、微禄より身を起し、上杉秉勝を扶けて挾乱反正の功を立て、遂に一陪臣として慶長三年上杉氏曾津移封の際、三十萬石に封ぜられたと傳へられてゐる。

さうすると、當時三十萬石以上の大封を擁せるものは、徳川、上杉、毛利、前田、萬津、伊達、宇喜多、小早川、北竹、鍋島、堀の十一氏で、加藤清正、小西行長、福島正則、細川忠興、石田三成等の諸將は皆其の後塵を拝するに過ぎなかつた聲に伝る。兼續は永祿三年（弘治二年）長尾政景の臣相口怒右衛門兼續の長男として坂戸城下に生れ、後年相談つて天下三分の計画を立てたと言はれてゐる石田三成と同年

である。

樋口氏は木曾義仲の臣中原兼盛の子で、義仲の田天王の一人と書かれた樋口次郎兼光の後裔兼定の時に上田長尾の麾下に属し兼盛に到つてゐる。(樋口家系譜、神道明神縁起)

兼續の父兼豈は後に天正十二年十一月二十四日環城郡(今日の東環城郡)安塚村の直峯庄城に捕せられ、同廿七日「本領新地共那河不入」の特選を受け、天正十六年四月十六日には伊豫守を允され、慶長三年上杉氏の會津移封の時は食禄三千石を給與せられてゐる。

兼續は幼名典六、加齢して兼續と稱し、慶長十二三年重光と改名した。

兼續の幼時の事蹟は明かでないが、幼にして聰明穎悟で、長尾政景天人仙桃院(櫻痴の実姫)は彼の才を見込んで嫡子兼勝の近侍に推薦したと云はれてゐる。(看護譜、北歎碑碑文、上杉年譜)

兼勝は弘治元年(皇紀二二一三年)長尾越前守政景を父とし、長尾信義守鳩景の女

で前記の通り兼虎の実姫仙桃院を母として、坂戸城に生れ、永祿七年七月政景が兼沼

而上田庄野荒池(信州野尻湖)博へるゝは説り合ひ)に導入中瀬死の後(→政景の墓は現に南魚沼郡大日町大字上坂戸の林中に在り)、叔父謙信に養はれ、十歳にして謙信の幼名を経いで喜平次と稱し、元龜年間に城戸城より御城郡音山城に移り、天正三年正月始一日謙虎の命により、長尾顯景を上沼兼勝と改名し、源正少輔と仕官した。

(上村家吉文書、上杉家譜)

天正大年三月十三日謙虎卒中にて急逝するゝ、兼勝は信時等に奉職せられて謙虎の道式を相続したが、當時謙信は元龜元年、北條氏康の七子・三郎氏秀を養つて謙虎の名を承へ、兼勝の跡を以て之に配して居つたので両者の間に脚摺亂と称する難局事が起つた。然し謙虎には正当の理由なく、且つ毎戰利なく天正七年三月廿四日嘗として脚摺亂は終結したが、其の後生事件は数々繰り返し経験した。

兼続の天成の機智英才はよく謙虎の一擧一動に学び、國政の機微に通じ、兼勝時代に至り其の脚摺乱はして兼勝を補佐し、岩臣水薦の交りに終生要らなかつたのである。

兼勝の兼續に対する信託は绝对であつて、義は岩臣なるも眞は兄弟の如く、岩臣水

景勝の語句は全く此の二人の交情を表現せるもので、景勝の在る所兼続の縱ばざる二  
とはなかつたのである。

天正九年冬兼続は景勝の命に依り名家直江家を相続し、抜擢せられて上杉氏の親政  
の班に加へられた。時に年僅僅かに廿二歳で、其の翌年天正十年十二月晦日山城守を  
允された。これより内治外交の局に当り能く幾多の波瀾を凌ぎ、慶長庚子の役へ慶長  
五年（元和元年）に歿せられて、上杉氏の封土削減せらるゝや、田野の開墾、越後の興  
隆に意を注ぎ之を奨励して其の困乏を補足し、又藩士をして文武を鍛磨せしめ、上杉一  
氏をして栄光の連鎖たるを矢はずらしめた。

かくの如く幾多難局に遭遇したに拘らず、雄藩上杉家をして存続と興隆に向はしめ  
たことに見ては兼続の才略の功績によるところ大なるものがある。

兼続の如きこそは眞に功臣名將と稱すべきであるが、併し、兼続の疊大さは唯に上  
杉家の兼続たりしに止まらず、實に其の時代に於ける兵傑兼続たりし点であつて、其  
の所以は次章以下に説くところが明かにならぬのである。

## 第二章 兼續と文學

### 第一節 兼續の好学

兼續は文武兼備の良将であり、文賢相であつた。

鴻臚藤原經裔が、當時帰化して播磨龜野に寄寓して居つた元朝隸刑部員外郎姜況に  
與へた書中に、近世文武戰陣の間に好めるものは上杉謙信・小早川隆景・高坂昌信・  
直江兼続・赤松義通あるのみであるを見ても當時の武人中好学の人として第一流と称  
しても過當ではあるまい。（經裔文集）

彼の文藻は素と天稟に出で、中年以後は専ら翰墨に依つたものであらうが、其の少  
年時代に於て誰人を師として詩文を學んだかは判明しない。併し彼の門地よりして、  
格別の教育を蒙けたとは思はれない。

弓矢の聖と云はれた上杉謙信は、山崎等標奇に四書五經を講せしめ、時には老莊諸  
子の字説をも聞き、又腹中に體行の安國寺の僧建杖をして孟子を贍等させたと云ふ程  
の好學者であつて、景勝の教育には常に注意を怠らなかつた。従つて景勝の爲めには、

良師を憚りて悔満せしむたに相違あるまいから、景勝の傍に持った聰明の兼続は、兼  
勝楊學の榮に陪處を許されて大寺の修業に務め、又春日山城内に在つて日夕英雄譲鳴  
の感化を受けて文武を勵んだものであらう。

兼続は漢学の造詣が深かつたことは幾多の資料があるが、和文で書き残したものに  
は有名なる四季慶戒書があるのみである。殊一星は農民に理解し易くする為に極めて  
通俗的に行書き綴つたものであるから、彼の國文の素養を推知する資料とはならぬが、  
天正十三年彼が廿六歳の時自ら古今和歌以下十数の歌集より百十數首の古歌を撰んで  
節説撰歌和歌集と號し、上杉藩中武人にして文字の造詣深き木戸元音毒三を一て之に  
左撰せしめた事実があるから國文学の詩葉を全く怠つた訳ではない。(註々木戸元音毒三)兼  
天正十八年正月春日山城内で僧了阿に古文真室を満せしめ、又同年四月景勝に庵姓  
して上名した時、妙心寺住尙北和尚の禪龕を托さ、古文室抄廿三冊を贈りて之を書等  
され、和尚が其序文を以てて彼の高選を称した手本、及び文禄四年十二月和尚が撰  
成の猪萬里津守の前漢書十二巻と其の由来を記して彼に贈與せるものが、既に市立米  
沢図書館に所蔵せられてゐる。

## 第二節 兼續の藏書

上杉伯爵家の書庫には、南化和尚が手写一、偈字・序・記・銘・跋・說・文筆・詩  
等に就て解釋して兼續に贈つたものを、更に兼續が手写一で宋篆宋隸を施し、「文鑑」  
と題して珍藏した物が、所蔵せられてゐる。

兼續は好字なると共に自家藏書家であつたが、其の藏書目録の如きものが傳はるる  
に、既に教選一と書籍も少くなかつたものと見え、石川丈山の詩仙堂藏本には、兼續  
所藏の七書講義にて校讎した事が丈山の手書にて記されたものがあつた。又看翁所藏  
刀度長慶古文真室後集抄の如きは、兼續自筆の評釋が所々に施されてゐる(寒雲齋稿)

原稿に其の藏書の皆覽を求めた書狀、及び彼に珍書を贈つた書狀など現に幾多残さ  
れてゐるところを見て、當時既に有名な藏書家であつた事が判明る。又元和二年徳川  
家康が林道晉に命じて出版せしめた所謂駿府版碑書治要の校正に貢せんが爲め、同年  
三月十日金地院崇傳をして、兼續に肆令并碑書石要を所蔵するやを兼会せしめた事が、  
本光岡師(崇傳)日記に記載せられてゐる。

尚兼続について特に感服すべきことは、兼続は自己の智識慾がみを充たして満足する小衆的人物にあらず、廣く世の文化發展に寄與する所あらんとする目的を以て、自ら巨費を投じて古末の名著を刊行した点であつて慶長十二年八月八日東都の要法寺に於て文選三十冊を刊行した。此の外に論語十卷及び左傳を出版したと書はれてゐる。

兼續は元和四年足利守候に導び一等僧九山を招いて同山にて、米沢に臨濟宗禪林寺を創立し、多くの図籍を蒐集して、蕃等興隆を企て、私財を惜しまなかつた。

文禄元年征韓の後、兼續は景勝に従つて慶海さんと、肥前名護屋に權に二ヶ月間滞在中済生故方二百巻を蔵守せしめ、後ち之を幕府に献いた。

此の如く好学の兼續は在韓中屢々土牢の賊復掠奪を試め、大いに笑勵して肥土馬鹿に嗤せられんと一た回籍を集めて歸朝したのである。当地の兼續の識見は、前公が岡中に入り咸陽を陥れた時、諸将は争つて府庫を掠奪したが、独り蘭何は凶相卿丈の藏する石碑令圖書を收めたことに比すべきものである。文禄の後、明の旅籠軍の一時校の手記に「兵乱の少佐朝鮮に本国に見られたる支那古物が保存されたるたゞ、文孝院き倭奴が式は破棄し武は泥土に差しだしてあり、近くは北清事變の際、外國兵士

が北京宮殿の書庫の書籍を解裝して屢々の數箱取ること云ふ事實に比すれば、眞に豊富萬里の相應がある。而して米沢國連館に幾多貢重なる朝鮮版の珍本が所藏せられてゐるのは實に此の慈兼続の持方得つたものである。

辰も珍重すべきは宋版の東漢書・西漢書各大十冊、春秋左子傳廿九冊及び史記九十冊である。此等の漢書は實に後に安井息軒をして其の着述書目中に「漢書善本字笛問惟有是書信乎歎世屬君之幸也云々」と歎賞せしめたもので、今に何れも上杉家の書庫に收められてゐる。又宋版の大般若經中五百五十一卷は米沢の上杉神社の宝物であつてゐる。此の他市立米沢図書館所蔵の幾多の元朝版の書籍は何れも征韓役の戰利品であつて、何れも今日古美濃籍研究の貴重なる資料となつてゐる。

### 第三節 繼 著 と 詩 文

兼續の詩文の才は徒采定評ある所で、新刊白石は「紳書ハ」に於て室舊集に寄せた安積寛兵衛の直江兼続論を書生篇など題してゐるが、尚ほ歌流の詩才は疑ふべからずと云ふてゐる。

兼続の作詩中「齊雁似吾吾似雁 茄陽城裏背花歸」の如きは最も人口に輪交った詩であるが、惜むらくは起承の二句が傳はない。今日兼續自作の詩は多くは散逸して確かに傳へるものは數十首に過ぎないが、何れも才氣なく武人の詩として一唱三歎に植するものが多い。

兼續が在洛中其の自邸に五山僧等を招いて詩会を催しに時の自筆の五山衆等の詩が今も上杉家に所蔵せられて居るが、兼續は始より號と號と改め、此の詩会には約号の號を用ひてある。

兼續の大筆にて称揚下やさ大文字ば碑はらばいが、相当の力量はあつたものであらう。彼が譲文にて著作一巻「琴法書・琴法全」に載て、其の片鱗を窺ふに過ぎないのは甚だ遺憾である。

#### 第四節 琴譜と歌詞

當時聯歌式は聯句は一般に流行し、上杉家中に於ても聯歌会、聯句会が屡々催され、兼續も大いに之を好んだ様であるが、是時之の会には兼續はいつも謡の句である。聯句

では里村紹巴、細川玄首（幽舟）、有名な豊光寺の西矣（信承元）等の聯句会に臨んで其の雅友であつた。

#### 第五節 兼續と書道及び花押

兼續は世人を書道の師と一にかは不明であるが、其の書体に聊も拘束箇跡の風反く如何にも暢達自在である。其の楷書の書体は或は趙子昂の風格を存するか如き所がある。又其の草書に至つては字体正確にしてその字形分析を察せしむるものがある。兼續の花押は三回改変した様である。

#### 第六節 兼續と書道其の他

兼續は當時流行の茶湯には余り親心でほかつた様であるが、天正十四年兼勝の初めての上洛に應じて、秀吉の命を受けた千利休の手前で茶葉反る紫鷺の養鷹を獲けたこもあり、天正二十年（文禄元年）三月名護屋で兼勝に陪して有名なる神谷宗進に招かれ、又其の返札の意にて、慶長二年三月宗進の上洛を好期として、彼の状況の

即に家康を招き茶を寝一たことも家康日記に記されてゐる。又佐若中勧修寺晴豊と茶  
湯に關する社帳も「晴豊記」に記されてゐるから、上杉家の元老として諸侯伯及公英  
の老臣又ハ公卿等との交際上、相當に茶湯の心得のあつた事は勿論であらう。  
源氏に就ても、市立米沢図書館所蔵の林泉文庫寄託本中に、亘江公爵寺華本二附札の  
ある小形の「うたひの本」とある等本、羽衣・序書・揚貴也・養老の四冊があるから、  
謡曲、能等にも相當に堪能であつたこと、思はれる。

### 第三章 兼 繩 と 武 事

兼繩は三軍を叱咤し敵へば必ず勝ち、攻むれば必ず取るとい小政略等戦型の勇將で  
は尋ねまく、謀を帷幄の中に運んで勝を千里の外に決するとい小智将であつたので  
ある。從つて実戦にて彼の功名として挙ぐべきものは文獻上少ないが、兼勝の陣中  
彼の従げざることは殆んど稀である。即ち兼勝の參謀長であつた。

兼繩が砲煙彈雨の間に采配を揮つて馳騁した事は新発田征伐、最上征伐の時及び大

改冬の陣にて過ぎない様である。

新発田征伐には大いに勇戦力驕したと傳へられてゐるが、詳細は判明しない。  
最上征伐の長谷堂城攻撃にて非常に苦戦に陥つた時、其の退却の際の兼繩の態度  
に就ては、敵將最上義光が其の武勇を感歎してゐる。徳川家康も亦、後日其の退陣振  
りを、流石に兼繩なりと稱賛してゐる。

兼繩は自身は勿論、家中の將士の武具馬具の華美を戒め、彼の「五機の戒」といふ  
中に「總じて鎧、太刀、其足に金銀を鏽め奇麗を好むこと士の本意にあらず、君に仕  
ふる者誰信が矢先に立つが如し」と云へり、武士の境界平生端端り勤怠此直体を取り矢  
心へからず、少くとも餘愈に入られば、ふー一旦の功を反すとも委く虚妄とばら  
んとして戒めてゐる。

兼繩は八碌流の馬術を能くし、之に因する自抄本がある。大人見流をも兼ねて其の  
機縛の自抄本も上杉家に所蔵されてゐる。

兼繩が家臣に尤も獎勵親舊せしめたのは、當時最精銳武器の鉄砲の射撃であつた。  
鉄砲の鑄造も慶長九年以後は一層獎勵して泉州及江州より名工を招き、二百石底の機

を始めて其の子弟と共に城下に居住せしめ、同年十一月には「鐵砲舊古定」を作つて射撃を訓練せられた。

上杉氏の軍紀軍律は、非常は勿論、平時に在つても中々嚴重である。出兵に際しては必ず締密なる軍令を發布して將士を戒諭した。

兼讀は其の所蔵の七書等に依つて兵法を研究し、其の実戦に於ける体験に倣り暁年漢文の軍法を著作し「軍法全」と名づけてある。

#### 第四章 上杉氏の民政

この題下に主として兼讀の手稿一巻と勝時代の民政を略記して見よう。

##### 第一節 制 度

戦国時代より封建制の始めに於ては、政局は各領主の意の便に行はれたから、折に触れ時に応じて発布せられた詔書、覽書等によつて其の意の存する所を推察する外致方がないが、天正十九年十月発布した覽書は、上杉氏の治民方針の鐵則といふべき

ものである。

##### 覽

一 地頭の正羽に依り百姓善惡にうつり候ものにて候、聊だりとも油斷有之同敷候事。

一 年貢諸掛り等によき程勘辨いたし、悪徳の年は前年より小分たるべき事。

一 何事も古法をまもり、利慾のために新法を立て百姓を害しませ同敷候事。

一 忠孝の道理常々教訓可教事に候事夫へは貞節の道徳自家相分り候様府要に候事。

一 百姓は國のたからに候事、なら程勘忍可教候、殊マ不法申舉りちめんに拘り候事。

一 新法は双方共能々圖乱し可教沙汰候、必ず依佑最良いたす同敷候事。

一 右の條々よく相まもり可申候、以上、

天正十九年辛卯十月 日

秉陽印押

天

地頭大名中（竹侯文書）

この族則に依り農民を指導保護し、時に徳政を施行して實績を勲効として一級士民の困乏を救濟し、時々民衆に対して種々訓戒する所の捷書を発行して農村の調略を防ぎ、士民の遊撫迷惑を戒諭した。

## 第二節 財政及び徵稅

謙信の勤儉主義を継ぎ、豪傑は古法を守り、加小弓に、兼続は質素儉約を実踐躬行し、食は一汁一菜、衣は緋衣、後には僅かに江戸着の時、上衣のみ綱を用ひたと云はれ自ら範を示して家中を率ゐたが、慶長三年会津へ移封の際、越後より携帶せる金銀保有高が大千八百八十兩に過ぎなかつた所を見ると、上杉氏の財政も餘り豊かでなかつたと見える。（武部の先哲、御書集、元御年譜略）

この財政困難を克服する爲めに兼續の努力は容易ならざるものであつた。種々の理由からでもあるが、徳川家康の腹心本多正親守正信の二男佐兵衛政重を遺江家の歸養

子となつた。（兼續の実娘の歿後、兼續の姪を嫁妻として暫く米沢に居つたが後遺江家を去り加賀前田家に仕官して加賀本多家の祖とほつた次郎である）繰故区以て、本多正信一門及び土井利勝と結び、徳川氏に奉承して上杉家の爲めに尽した功績大なるものがあつた。

徵稅に關しては史料が至つて少ないが、徵稅の主も居るものは田租であるが、その徵收は半米半永法で、年貢の半分は粉、半分は永錢の穀で銀にて納めしめ、之を銀方と称した。是は外に類例を見ざる徵稅法である。（若狭觀音道宿場諸別書管見談）

其後時代に於ても、木沢時代に於ても、兼續は新河内に對しては向五ヶ年間無税を通例とした。又同郷地の農民の食糧は無利子にて貸與した例もある。（藤井齋閑深文書、石岡文書）

## 第三節 樹林及び治水

兼續は七歳に因する知見が深く、大いに植林を奨励した。木沢附近では、山上村の白樺松原・太田の熊野林・南の松原の如きは、皆兼續の趣へさせたものである。（米沢

(續事記)

右東水を治むものは國を治むるといふが、兼續は右水及び水利運用に關して、獨特の手懸を有し、木沢時代には或は遷堤、或は堤防を築造して開墾地の灌漑、又は市民の用水に供し、又河川を利用して流木を特定の木場に集め、番士の俸料と定められた。

越後時代に於ける兼續の残した水利事業上の功績の顯著行るものは、川村郡鱗石川の諏井堰であるが、其の灌溉區域は彦町参籠村武若登戻等にして、堰斗堀百八拾戸町奉反貳拾步である。(高橋文書)

此の外、越後時代に於て、兼續は自領内に堰を開鑿せる家臣本村監物の助を實した文書もある。

#### 第四節 採鐵冶金

木沢移封後は採鐵採掘を大いに奨励し、天々奉行を任命して各地の金銀礦を採掘せしめた。其の当時の鐵山經營方針の大綱を示した仕置細目書類は今も傳存してある。

(上杉年譜・歴代古葉)

鐵冶としては、鐵砲、砲丸鑄造の為めに鉄・銅の銀錠は相當に発達した様であるが、東洋は多く他國より輸入したものである。

#### 第五節 交通機關

上杉氏は源氏時代に於て既に道路の開鑿修治、舟の整備、橋梁整備等、国防上差支えき限りは水陸共に交通の利便に注意を怠らなかつた。特に傳馬取送の制を設けた事は當時他領に見られない制度である。即ち街道筋の宿駅に河屋を置き、駄賀は河屋の仲介を以て之を定め、飛脚、傳馬の用を定さしめたのである。而して此の制度を完成せしむるのは承綱である。(上杉藏島傳上杉年譜、上杉藏年文書)

舟の建造は信濃川、阿賀川等の大河川を有し、又海岸線の長き故に於ては時に大火に発達し、環城郡西多兵・御岸、刈羽郡柏崎、山東郡(今の三島郡)寺泊・出雲崎、新潟郡新潟港より、越中、佐渡、出羽方面への交通は中々盛んであつた。(続文堂文書、山岸文書、安田文書・歴代古葉)

## 第六節 農産興業

青苧・漆・紅花・綿・桑の栽培販賣を大いに奨励し、青苧と蠟は幕の管理品となり、青苧屋・蠟庄を設け、審査を以て其の販賣を管理せしめた。(延喜式末)

永徳時代に於くは春日山時代と同じく世襲の細工組に保護を加へ、其の他種々の工人、及び諸職、諸商人に一層の保護奨励を加へた。

### 第七章 勵農

兼續は斯の如く大いに遺産興業を奨励したが其のむち田意したのは農業奨励であるから、親ら四季張戒書(金沢前田侯爵家所藏)を著作し、農民を指導奨励して、田畠の開墾、五穀の増産に因つた。

既に記述した上杉氏民政の要旨又更に爰に總括して、上杉氏の若民方針及び其の削減の特色を窺知ししむる事としよう。

天正十九年十一月景勝は地頭等に曉へて覚書中に、百姓は國の宝石りと期記し、兼続

は自作の四季張戒書の開頭に於て「國主を日月と心得へし、地頭・代官は所々氏神と崇へ、府県はまことの親とおもふべき者也」と訓示し、其の他の法令は皆此鉄則を基本として時々必要なる事項を加味して発令せられたもので、災害・兵亂等の擾乱には、或は微税を輕減乃至免除し、或は德政を施行して貸借を奨励とし、以て士民の窮乏を救助し、又屢々奢侈を戒諭して以て一般士民の風紀を振興した。

上杉氏の制度中特筆すべき事は、永禄年間より既に五人組の制度を採用し(今日の隣組制を想起すべし)、慶長十三年秋の法令中に、其の名跡を明記した事で、他藩に於ては未だ見られなかつた事である。

取傳制は、譲信時代に於て既に存在し、慶長初年に至つて大いに発達し、兼續によつて完成せられたが、他藩に於ては未だ見るべきものがなかつた。

勤課に於ては、百姓は開の宅よりとの國家傳統に基き、兼續親ら四季張戒書を著せしめたのを見ても、如何に農民を指導奨励して五穀の増産に務めたかは、自から明かである。

慶長十四年十二月米・豆の価格騰貴の際、兼續が農村に諭宣して餅・酒・豆腐を禁

止一、又米の輸出を禁止して領内の米穀不足に備へたるが如きは、今日の非常時局对  
策よりも一層徹底したものがあり、探つて以て参考とすべきものがあらう。

徳川の主も田租の徵收は半束、半水法で、年貢の半分は物、半分は米錢の代り  
に銀を以て代納せられた。是れ他に其の例を見ざるものである。

惣産営業を獎勵し、特に青芋・黍・紅花・緋・桑の栽培增收を図り、青芋及穀を春  
の管理品となし、青芋屋蠶屋を設け、薄吏を以て其の賣買を管理せしめたるが如きは  
特筆すべき事である。

文武兼備の良将にして、然かも内治、外交共に一籌を代表して、一身を以て之に當  
り、経世の大才を揮つて凡て其の宣一きを得たる實學兼識の如きは、古來其の比肩  
は一といふべきである。

### 第五章 兼續と其の家庭

兼續は眉月秀穂・長身百哲の美丈夫で辭舌美かであつたと傳へられるが、高野山金剛  
峯寺宝塔周瑜極城の壁画より谷大晃が機智にて氣古十種に致せてある彼の肖像に見て

も昭一其の風姿を想像することが出来る。

兼續は天賀の聰明に加ふるに、晉日山城に在つて、日夕英雄碌也の威化を蒙けて大  
武の修業に務め、氣宇端麗入格高貴の人で、独裁執政として上杉氏の幕政を見るに三十  
十有余年、实に上杉氏に九鶴大岳の重きを負はしめた。

彼は豊臣秀吉に特に信愛せられて豊臣の廷を允る才、その要請に依つて從五位下  
山城守に敍せられた。總川氏も亦彼を重んじ時に時服を下賜した。

元和五年十二月兼續の沈病重篤に至るや、最勝は大いに之を憂へて医療の嚴善を尽  
さしめたが、天命如何ともする能はず、至誠一貫幾多の波瀾を制圧して上杉氏の運命  
を安寧に置いた而世の英傑も同年十二月十九日（皇紀二二七九年）遂に其の大十年の  
一生を終つた。最勝は哀悼惜かず厚く之を弔し、幕府は贈典銀五十枚を下賜した。米  
澤の徳昌寺（越後山東郡興板より移した直江家の菩提寺）に葬り、分骨を高野山清淨  
心院に納め、達三全智居士に法論した。徳昌寺は兼續の歿後改めて破却せられ林泉  
に移された。現在の林泉寺境内の墓地は後世改修せられたもので、元和六年に建立せ  
られた小石輪軸理在の石塔中に胎藏せられてゐる。享保三年百回忌に指宿英龍院歿達

三全智居士と追諡せられた。大正十三年二月十一日兼續に御贈位ありて從四位に叙せられたことは既キ次第である。

昭和十三年二月米澤市は市制五十年記念として兼續の英靈を縣社松崎神社に合祀せんことを請願し、四月十四日認可を得た。又四月三十日を以て市制施行記念日と定め、此ノ日を以て耳々米澤市祭の直江祭を執行し、末く米澤開創の大恩人の遺體に敬ゆる事となつた。

兼續の晩年は家庭的には寂々たるものであつた。兼續に口一男二女があつたが、嫡男平八景明は廿二才で兼續の五十大才の時病歿し、二女は何れも之に先立ち病死したから、五十大才以後の家庭は僅かに老天人のみとなり、直江家の正統は全く絶えた。併し兼續は家名断絶を決心して養子を迎へなかつた。武は鹿川氏を憚かつた為めとか、種々の臆測もあるが、彼の真意は正系のごびたのに、養子迎へて主家の様を食まゝむるを無意味として、断絶と覚悟したものと推察される。

兼續の末七入は兼續よりは三才の年長で有名な賢天人であつたが、兼續の孤後は上杉家より扶助料三千石を賜はり、長寿を保ち、竟水十四年正月四日八十一才で病歿した。

直江家の居城は越後時代に在つては山東郡典坂であつた。兼續の時代に至り更に庄内の支配をも命ぜられたと傳へられてゐる。併し兼續は常に春日山城の直江邸に在つて豪勢に奉仕し、上杉氏の政務を処理した。

兼續の知行は会津移封の時は三十萬石と傳へらるゝが、実際何程であつたかは判明しない。併し上杉氏の米澤移封の際に、家臣一般の減禄の程度と、兼續の知行が三萬石となつた事実及び他の理由より推定するに、多く十七八萬石或は其れ以内であつたものと思はれる。

## 第六章 兼續の逸事

兼續の逸話として傳へらるゝもの、中には針小棒大又は金剛虚構徒らに彼を大にせんとして却て其の徳を傷つくるもの、即ち所謂貞烈の引廻しの嫌われるものが多いか、從来多く廣く傳へられたるもの、中で、正確のもの及び兼續の人物を知る資料となるべきは、逸話二、三を、文献の記事を主として轉載する。

一、  
兼讀の衣食住は非常に儉素であつて、食事刀叉も山椒三粒にて済ませ、中腰越前寺が兼讀と蜜供を用ひたのを見咎めて、何れか一品にせられて可ならべしと忠告し（要目漫録）又色部將理の所へ招かれた時、雁の喉物を供せしとて亭主に断り番り有りて汁を食せず、且つ其の用人を追放せしめたとの事である。（鶴城叢書）衣帳も極貧素で、今上杉家に保存されてある彼が着用した浅黄綾子の羽織に織するに、之は被衣服の最上等のものであるが、裏は黃金色の綸ひ反い綿で細い縫ぎ切れを縫ひ合せたものである。（我御の先哲）

兼讀の娘愛の一子平八景明が本多正信の媒約で、江洲属所城主戸田氏継（今の畠田氏家）の女と婚儀を挙ぐる時、戸田家より宋室の唐鏡に金蒔絵の道具が着いたので、直江家の役人等口に相応する道具を準備すべきやを尋ねたら、兼讀は「それは以て外である、若し對等の膳鏡にあらずば婚禮せられぬとあらば、早速破約する。武士の應戦の力や槍に靖がなければ何の恥づべき所やある。宋室の膳鏡河かあらん」と云つたといふ。（我御の先哲）

二  
兼讀は此の如く僕約であつたが、社会に有益なる事業には多額の私財を投じて本業はなかった。慶長十一年には文選六十巻を刊行して文化に貢献し、元和四年には輝林寺を建立して浮屠九山を招いて開祖とし、寺小屋式に子弟を教育し、又多くの圖籍を置き著手の興隆を図つたのである。此の如くして、上杉家の大元老歿後の遺物は武具と書籍のみであつたと云はれてゐる

三  
或時御城外に御普請有之箭、山城守行憲りて是を見るに其中に縛にはけごを付て縛の縛内筋をして其のはしきを切、はけごへ入る、其はしきに付るぞと被申候へば、是はずたわちに用申候と答ふ、僕約至極成仕方むといひ、即日はうびをどらせられ候よし、ズヌラ小しんを見られ候に、縛遣入する者の中に、是も縛にはけごを付て切はしを捨てず其中に入る、手元を見ると縛のつるともぬまはず長々と切てはけごへ入るもの有、即時に被申ければ、其方縛遣やうを見るに、先頃羨美をどらせ候者をうらやみす乃が候逆にて縛のつるえにかまはず切替候事大懲りとて忽ち改易に被申候のことである。（米沢叢書・初書のま）

伏見の城にて諸大名幾等も並居たる中に、伊達政宗帳中より金錢取出して人々に見  
せられしに其額金錢の始りし比にて珍一とててもではやさる。直江が末席に有しを、こ  
れ見られよど月一時、直江、扇ノ上に金錢を置て打ち返し女童のはねつくやうにして  
觀一かば、いやおうも候はず、手に取られよど高も終らぬに、直江、謙信の時より一  
般續の壁を取りては景勝の時代である)先陣の下知にて麾取手にわゝる賊一ヲ物ぞれば汚れ  
侯改廟に載て候ごて政宗のかたに授灰一けり。(常山記談、武源法阿書、米友義書)

田

逸話ではないが、兼續の人物短評ともいふべき、「ニセ記載しよう」。

諸侯伯の会合席上で家康曰く、家康に反対する関西諸侯合從して大軍を駆ね上  
國に進らん乎、中様以下の小名若くは陪臣にして一人善く大阪城を國守し、大軍を扼  
いて城下に留せしめ、急を國東に報告し、余をして應援の籌を設するに遑あらむる  
者は誰とか為すやど。福島正則声に應じて、草に上杉の老臣直江山城と守都宮(蒲生  
氏)の老臣蒲生宗左衛門あるのみ二答ふ。家康首肯一曰く、我見る所も亦斯の如

しと。(直江山城守)

小早川隆景・堀益物直政・直江山城守・串調諒の武士、天下親類の墨量と秀吉公も  
殊笑の看守り。(東國太平記、武田忠興書、米友義書)

### 第七章 爨續と石田三成

一世の豪傑直江兼續の後代の奇才石田三成とは共に永禄三年に生れて同年である。  
其の出身門地も水失に低いが、一は上杉氏の柱石と聞はれ、一は豊臣氏の犠牲となつ  
て終生主家の為に盡したのである。

從來世に傳はる前では、兼續は三成と結託して豊臣家復興に名を籍り式は甚だ一寸  
は秀吉在世中に其百年の機を持ち、家康を倒して天下を兩分するの異図を企てたと  
言はれて居たが、是れ等は徳川方の策士に依つて構成せられた空空の傳説で、當時象  
徳の上杉征伐を正当化する為めに之宣傳であつたが、後に徳川氏に附する火家によつて附会又は改竄洞詰せられたものである。従つて今日幾多の史料に付て探求する  
も実験を肯定するに足る確実の史料は一も古く却て否認すべき史料はいろく挙ぐる

事が出来る。(爰には看く)

家康は慶長四年冬、前田利長を謀叛風説を理由として屈服せしめた如く、上杉氏をも堀越の間に其の軍中に収めんとして慶長五年四月一日付を以て兼續の交友豊光寺承元長老に其の旨を授けて、兼續に詔責及び忠告の書状及び使者を送り、兼續が之に答書したのが所謂世禄の直江狀である。此の返翰は已に最後決意一向剛毅不屈の兼勝と改政果敢の兼續との合作で、家康の意の存する所を悉知し、千言萬語の陳辭も最早何等の効果なきことを洞察して答書したものであるから、一々の陳辭を完備書き述に取し、語句も激越である。(復文書は爰には看く) 章及に至つて家康は嚴機手段による武力行伍にて出て、慶長五年六月十六日会津征伐とて大阪を出発し、八月廿四日小山に到着した。然るに三成は應退以前より既に置臣氏の為に家康を疎かんと企図し、應退後は越後江州佐和山に在つて朝夕此の念顧に齋心しつゝあつたので、好機逸すべからずとはし、此の家康出征の虚に乗じて挙兵したのである。而して此の報が会々八月廿四日に小山に達したので、家康は秀忠を詔めて自身は八月五日江戸に還り、戰機の熟するを待つて西上し、八月十五日岡ヶ原の大捷を得たのである。初輸家康が会津征伐準備の

風説ある頃に至つては、三成は上杉氏に交渉を開始し、使者又は文書の往復も厚一た事は想像に難くないし、承児と兼續の文書往復の後も、家康に対し応戦を戒意した以上は、上杉氏は三成よりの東西夾撃に関する申入れには無論大いに警戒した事であらう。即ち兼續と三成は最初より共謀したのではないので、上杉氏は據て置く家康から賣られた喧嘩を買つたのである。世の謬傳を解くために、特に此の一節を附記する。

終

非賣品

印 刷 日 靖和十九年五月廿二日  
發 行 日 靖和十九年六月五日

著 作 者 木 村 德 儕

發 行 者 新潟縣而魚沼郡六日町役場内  
大正景勝直江兼五影會

印 刷 者 一見 沿 新報 社  
新潟縣南魚沼郡六日町一八〇五

發 行 所 新潟縣南魚沼郡六日町役場内  
杉木景勝直江兼五影會

998  
2

製本 標

998  
書名  
直江兼綱小傳  
著者  
木村徳衛  
受入 / 9 年 6 月 6 日  
備考

印刷日 昭和十九年五月一日  
發行日 昭和十九年六月五日

販賣者 木村 徳衛

同上  
新潟市南魚沼郡六日町役場  
山田一郎  
新潟市南魚沼郡六日町役場  
上木村直江兼綱小傳  
新潟市南魚沼郡六日町役場  
新潟市南魚沼郡六日町役場

998  
2

終